

災害医療支援病院について

1. 趣旨

大規模災害に対応する医療機能を強化するため、県下を東部・南部・西部の 3 圏域に分け、それぞれの圏域において既存の災害拠点病院のバックアップを行う医療機関を本県独自の「災害医療支援病院」として位置づける。

2. 役割

- (1) 全ての患者が災害拠点病院に集中するのを防ぐため、被災地内の患者集積拠点として緊急度や重傷度を判断し、軽症及び中等症患者の受け入れを行う。
- (2) 圏域内の災害拠点病院が被災した場合に、代替拠点として被災者の受け入れを行う。
- (3) 災害拠点病院等へ医師派遣等の支援を行う。

3. 指定病院（案）

東部圏域：田岡病院

南部圏域：阿南共栄病院

西部圏域：ホウエツ病院